

陳 情	受 理 番 号	90	受 理 年 月 日	令和元年 5 月 22 日	付 託 委員会	厚生経済
件 名	沖縄県民の生活と国民皆保険制度を守るために国保制度改善を求める陳情書					

沖縄県民の生活と国民皆保険制度を守るために国保制度改善を求める陳情書

2018 年 4 月から国民健康保険財政は、都道府県へ移管され、県と市町村が共同保険者となる新しい制度がスタートしました。初年度となる 2018 年度は、厚生労働省も国庫補助の増額と一般会計繰り入れ継続も含め保険料の抑制をすすめたため、沖縄県内においても保険料率を据え置く自治体が多かったです。しかし、2018 年に県が定めた国保運営方針では「6 年以内の赤字解消」が明記されており、もし、全国知事会や国保関係者が求めている「国庫補助の増額」がない状態で、「赤字解消」すなわち一般会計からの繰り入れ解消が先行した場合、国保料(税)の大幅引き上げにつながりかねません。

現状でも、沖縄県民のくらしは厳しく、「本土の 7 割の所得」であり「子どもの貧困率は全国最悪水準」にあります。年金水準も本土より低く、さらに国保料(税)の大幅引き上げが加われば、県民生活への打撃ははかりしれません。

そもそも、厚労省も国保の都道府県単位化にあたって、加入者の所得が低い国保がほかの医療保険より保険料が高く、負担が限界になっていることを「市町村国保の構造的問題」であるとして解決をめざしていたはずですが。

無保険になったり、正規の保険証をとりあげられるなど、生活の困窮で医療機関の受診が遅れたために死亡した事例が、77 名に達している(全日本民医連 2018 年経済的事由による手遅れ死亡事例調査)という深刻な事態も起こっています。

高すぎる国保料(税)は、住民の暮らしを苦しめるだけでなく、国民階級保険制度の根幹を揺るがしています。

全国知事会、全国市長会、全国町村会なども、「国保持続可能にする」ためには「被用者保険との格差を縮小するような抜本的な財政基盤の強化が必要」と主張しています。

ところがいま全国的に進行しているのは「一般会計からの繰り入れ解消」の計画的実行と保険料の大幅引き上げ、そして県や市町村への「保険者努力支援制度」による政策誘導、特に「収納率アップ」をめざす取り組みの中で「滞納差し押さえ」が全国でも沖縄でも増加傾向にあります。

現在進行している国保「改革」は、財政の立場から「制度の持続可能性」が優先され、「国民生活の持続可能性」が十分検討されたとは言い難く、沖縄県民の生活を守る立場から、地方に責任をおつけたまま「赤字解消計画」を先行させることは避けるべきと考えます。

そこで、あらためて以下の通り、国民皆保険制度と県民生活を守る立場で国保の改善を進めていただきたく陳情するものです

- ① 住民生活を守る立場で、全国知事会などが求めていた「1 兆円規模」の国庫補助、定率補助の増加を実現するよう引き続き強く求め、ほかの医療保険から比べても、所得に対する保険料率が高く、生活を圧迫する国保料(税)の抑制、引き下げをめざすこと。
- ② 国庫補助増額によって「均等割り」を廃止、もしくは減額すること、とりわけ「こどもの保険料均等割り」は廃止を求めること
- ③ 滞納による差し押さえは機械的に行わず、この間の裁判所の判決にもあるとおり、差し押さえ禁止財産の保全や相談活動を徹底するよう、国や県から通知を出すよう求めること。
- ④「赤字解消計画」を強引に進めるのではなく、一般会計からの繰り入れは禁止されていないことを再確認し、国保料(税)抑制のための「繰り入れ」を認めること。

以上

沖縄県民の生活と国民皆保険制度を守るために国保制度改善を求める意見書(案)

2018 年 4 月から国民健康保険財政は、都道府県へ移管され、県と市町村が共同保険者となる新しい制度がスタートしました。初年度となる 2018 年度は、厚生労働省も国庫補助の増額と一般会計繰り入れ継続も含め保険料の抑制をすすめたため、沖縄県内においても保険料率を据え置く自治体が多かったです。しかし、2018 年に県が定めた国保運営方針では「6 年以内の赤字解消」が明記されており、もし、国保関係者が求めている「国庫補助の増額」がない状態で、「赤字解消」すなわち一般会計からの繰り入れ解消が先行した場合、国保料(税)の大幅引き上げにつながりかねません。

現状でも、沖縄県民のくらしは厳しく、「本土の 7 割の平均所得」であり「子どもの貧困率は全国最悪水準」にあります。年金水準も本土より低く、さらに国保料(税)の大幅引き上げが加われば、県民生活への打撃ははかりしれません。

そもそも、厚労省も国保の都道府県単位化にあたって、加入者の所得が低い国保がほかの医療保険より保険料率が高く、負担が限界になっていることこそ「市町村国保の構造的問題」とであると認識していたはずです。

無保険になったり、正規の保険証をとりあげられるなど、生活の困窮で医療機関の受診が遅れたために死亡した事例が県内 2 名、全国 77 名に達している(2018 年全日本民医連「経済的事由による手遅れ死亡事例調査」2019 年 3 月 6 日発表)という深刻な事態も起こっています。

このように、高すぎる国保料(税)は、住民の暮らしを苦しめるだけでなく、国民の受療権を守るという皆保険制度の根幹を揺るがしているのです。

全国知事会、全国市長会、全国町村会なども、「国保持続可能にする」ためには「被用者保険との格差を縮小するような抜本的な財政基盤の強化が必要」と主張しています。

ところがいま全国的に進行しているのは「一般会計からの繰り入れ解消」の計画的実行と保険料の大幅引き上げ、そして県や市町村への「保険者努力支援制度」による政策誘導、特に「収納率アップ」をめざす取り組みの中で「滞納差し押さえ」が全国でも沖縄でも増加傾向にあります。

現在進行している国保「改革」は、財政上からの「制度の持続可能性」が優先され、「国民生活の持続可能性」が十分検討されたとは言い難く、沖縄県民の生活を守る立場から、このまま、地方に責任をおしつけたまま「赤字解消計画」を突出させて先行させることは避けるべきと考えます。

そこで、あらためて以下の通り、国民皆保険制度と県民生活を守る立場で、国保の改善を進めていただくよう求めるものです

- ① 住民生活を守る立場で、県知事会などが求めている「1 兆円規模」の国庫補助、定率補助の増加を実現すること。ほかの医療保険から比べても、所得に対する保険料率が高く、生活を圧迫する国保料(税)の抑制、引き下げをめざすこと。
- ② 国庫補助増額によって「均等割り」を廃止、もしくは減額すること、とりわけ「こどもの保険料均等割り」については廃止すること
- ③ 滞納による差し押さえは機械的に行わず、この間の裁判所の判決にもあるとおり、差し押さえ禁止財産の保全や相談活動を徹底するよう、通知を出すこと。国保法 44 条や 77 条による減免制度を拡充すること。
- ④ 「赤字解消計画」を強引に進めるのではなく、一般会計から国保財政への繰り入れは禁止されていないことを再確認し、国保料(税)抑制のための「繰り入れ」を認めること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

2019 年 月 日

市町村議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣 宛

沖縄県民の生活と国民皆保険制度を守るために国保制度改善を求める意見書(案)

2018 年 4 月から国民健康保険財政は、都道府県へ移管され、県と市町村が共同保険者となる新しい制度がスタートしました。初年度となる 2018 年度は、厚生労働省も国庫補助の増額と一般会計繰り入れ継続も含め保険料の抑制をすすめたため、沖縄県内においても保険料率を据え置く自治体が多かったです。しかし、2018 年に県が定めた国保運営方針では「6 年以内の赤字解消」が明記されており、もし、全国知事会や国保関係者が求めている「国庫補助の増額」がない状態で、「赤字解消」すなわち一般会計からの繰り入れ解消が先行した場合、国保料(税)の大幅引き上げにつながりかねません。

現状でも、沖縄県民のくらしは厳しく、「本土の 7 割の所得」であり「子どもの貧困率は全国最悪水準」にあります。年金水準も本土より低く、さらに国保料(税)の大幅引き上げが加われば、県民生活への打撃ははかりしれません。

そもそも、厚労省も国保の都道府県単位化にあたって、加入者の所得が低い国保がほかの医療保険より保険料率が高く、負担が限界になっていることは「市町村国保の構造的問題」とであると認識していたはずで

す。無保険になったり、正規の保険証をとりあげられるなど、生活の困窮で医療機関の受診が遅れたために死亡した事例が県内 2 例を含む 77 名に達している(全日本民医連「2018 年経済的事由による手遅れ死亡事例調査」2019 年 3 月 6 日発表)という深刻な事態も起こっています。

高すぎる国保料(税)は、住民の暮らしを苦しめるだけでなく、国民皆保険制度の根幹を揺るがしています。

全国知事会、全国市長会、全国町村会なども、「国保を持続可能にする」ためには「被用者保険との格差を縮小するような抜本的な財政基盤の強化が必要」と主張しています。

ところがいま全国的に進行しているのは「一般会計からの繰り入れ解消」の計画的実行と保険料の大幅引き上げ、そして県や市町村への「保険者努力支援制度」による政策誘導、特に「収納率アップ」をめざす取り組みの中で「滞納差し押さえ」が全国でも沖縄でも増加傾向にあります。

現在進行している国保「改革」は、財政面からの「制度の持続可能性」が優先され、「国民生活の持続可能性」が十分検討されたとは言い難く、沖縄県民の生活を守る立場から、「赤字解消計画」を先行させることは避けるべきと考えます。

そこで、あらためて以下の通り、国民皆保険制度と県民生活を守る立場で国保の改善を進めていただくよう求めるものです

- ① 住民生活を守る立場で、全国知事会などが求めている「1 兆円規模」の国庫補助、定率補助の増加を実現するよう引き続き強く求め、ほかの医療保険から比べても、所得に対する保険料率が高く、生活を圧迫する国保料(税)の抑制、引き下げをめざすこと。
- ② 国庫補助増額によって「均等割り」を廃止、もしくは減額すること、とりわけ少子化対策に逆行する「こどもの保険料均等割り」は廃止を求めること
- ③ 滞納による差し押さえは機械的に行わず、この間の裁判所の判決にもあるとおり、差し押さえ禁止財産の保全や相談活動を徹底するよう、通知を出すこと。
- ④ 「赤字解消計画」を強引に進めるのではなく、一般会計から国保財政への繰り入れは禁止されていないことを再確認し、県も含めて「繰り入れ」をおこなうこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

2019 年 月 日

市町村議会

提出先 沖縄県知事 玉城デニー様